

入居申込みに係る誓約書及び同意書

私は、町営住宅への入居を申し込むにあたり、私及び同居しようとする親族に昭和町営住宅設置及び管理条例第6条に規定する入居者資格がない場合は、入居の決定、及び入居決定後において使用許可を取り消されても異議はなく、即時に明渡すことを誓います。

また、私及び同居しようとする親族に昭和町営住宅設置及び管理条例第6条に基づく入居者資格があるか否かの確認のため、貴町が必要と認める調査及び照会をすることについて同意します。

令和 年 月 日

入居申込者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

昭和町長 塩 澤 浩 殿

※ この同意書に基づき、昭和町が得る情報は、昭和町営住宅入居資格審査の目的以外には使用しません。

○昭和町営住宅設置及び管理条例

(入居者資格)

第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあつては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者（第11条第4項において「被災者等」という。）にあつては第3号及び第6号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (2) その者の収入がアからオまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める金額を超えないこと。

ア 入居者又は同居者に（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者がある場合 214,000円

- (ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- (イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- (ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (エ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないものの
- (オ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 214,000円

ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000円

エ 災害により滅失した住宅に居住していた者が、法律第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る町営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において町が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる町営住宅に入居する場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後にあつては、158,000円）

オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 本町に1年以上住民登録がされている者又は町内の事業所に勤務している者であること。
- (5) 町税等を滞納していない者であること。
- (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。